

令和2年度第1回長久手市地域保健対策推進協議会次第

日時 令和2年8月20日（木）

午後1時30分から

場所 長久手市保健センター3階会議室

1 あいさつ

2 議題

- (1) 健康づくり事業について【資料P1】
- (2) 成人保健事業について【資料P2～8】
- (3) 母子保健事業について【資料P9～13】
- (4) 予防接種事業について【資料P14～15】
- (5) 新型コロナウイルス感染症対策について【資料P16～17】
- (6) 地域保健活動「まちの保健師」について【資料P18】
- (7) 次年度検討事項について【資料P19～21】

3 その他

配布資料

- 1 長久手市地域保健対策推進協議会規則
- 2 名簿
- 3 配席表
- 4 資料

○長久手市地域保健対策推進協議会規則

平成15年4月21日

規則第8号

注 平成24年3月から改正経過を注記した。

長久手町地域保健対策推進協議会規則(昭和54年長久手町規則第1号)の全部を改正する。

(名称及び目的)

第1条 この会は、長久手市地域保健対策推進協議会(以下「協議会」という。)と称し、住民の健康の保持及び増進を図り、健康で快適な日常生活の向上を期するため総合的健康づくり活動を促進することを目的とする。

(所掌事務)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するために次の事項を審議する。

- (1) 健康増進事業及び成人保健事業に関すること。
- (2) 母子保健事業に関すること。
- (3) 健康づくり事業及び健康づくり計画に関すること。
- (4) 精神保健福祉事業に関すること。
- (5) その他必要な事項

(平25規則14・一部改正)

(組織)

第3条 協議会の委員は、14人以内とし、次に掲げる者のうちから、市長がこれを委嘱する。

- (1) 各種団体の代表者
- (2) 関係行政機関の代表者
- (3) 学識経験者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が認める者

(平28規則6・一部改正)

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げるものではない。

(平28規則6・一部改正)

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によって、これらを定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長が事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 協議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第7条 協議会に次の部会を必要に応じて置くことができる。

- (1) 成人専門部会
 - (2) 母子専門部会
 - (3) その他必要な部会
- 2 成人専門部会及び母子専門部会の委員は、市長がこれを委嘱する。
 - 3 その他必要な部会の名称等は市長が定める。また、その他必要な部会の委員は、その都度、市長が委嘱又は任命する。
 - 4 部会の委員の任期は2年とする。委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げるものでない。
 - 5 部会に部会長を置き、会長が指名する委員をもって充てる。
 - 6 部会長は、部会の会務を総理する。

(平28規則6・一部改正)

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、福祉部健康推進課において行う。

(平24規則13・平25規則14・一部改正)

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成16年規則第12号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成19年規則第17号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成20年規則第15号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

付 則(平成20年規則第39号)

この規則は、平成20年4月13日から施行する。

付 則(平成23年規則第49号)

この規則は、平成24年1月4日から施行する。

付 則(平成24年規則第13号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

付 則(平成24年規則第24号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成25年規則第14号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

付 則(平成28年規則第6号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

令和2年度長久手市地域保健対策推進協議会委員名簿

(敬称略)

構成関係機関	職 名	氏 名
行政機関	長久手市教育委員代表	安 藤 京 子
	愛知県瀬戸保健所 健康支援課長	木 村 誠 子
各種団体	市内医師代表	横 山 智 絵 子
	市内歯科医師代表	横 井 英 臣
	愛知医科大学公衆衛生学教室代表	菊 地 正 悟
	公立陶生病院小児科医師代表	森 下 雅 史
	長久手市スポーツ推進委員長	口 野 孝 典
	長久手市社会福祉協議会長	近 藤 鋭 雄
	長久手市食生活改善推進員会長	山 田 豊 美
	自治会連合会長・区長会長代表	中 村 利 男
学識経験者	学識経験者(名古屋大学教授)	近 藤 高 明
公募委員		北 川 由 香 里
		飯 田 悦 夫

令和2年度第1回長久手市地域保健対策推進協議会 配席表

(敬称略)

会長	副会長
----	-----

学識経験者 名古屋大学大学院 医学系研究科・総 合保健学専攻 近藤 高明
愛知県瀬戸保健所 健康支援課長 木村 誠子
市内医師代表 横山 智絵子
市内歯科医師代表 横井 英臣
愛知医科大学 公衆衛生学教室 菊地 正悟
公立陶生病院 小児科医師 森下 雅史

長久手市教育委員 会代表 安藤 京子
長久手市社会福祉 協議会会長 近藤 鋭雄
自治会連合会長・ 区長会代表 中村 利男
長久手市食生活改 善推進員会長 山田 豊美
公募委員 北川 由香里

健康推進課課長 浅井 俊光	福祉部部長 川本 晋司	福祉部次長 斉場 三枝	健康推進課主幹 遠藤 佳子
------------------	----------------	----------------	------------------

健康推進課 健康増進係主事 福岡 喬	健康推進課 健康増進係専門員 今村 知美	健康推進課課長補佐 兼健康増進係長 諸戸 洋子	健康推進課 母子保健係長 與語 奈緒子	健康推進課 母子保健係専門員 梅本 直哉
--------------------------	----------------------------	-------------------------------	---------------------------	----------------------------

1 健康づくり事業

(1) 概要

長久手市健康づくり計画（第2次）に基づき、健康づくり事業を実施

長久手市健康づくり計画（第2次）とは

計画期間	平成26年度から令和5年度までの10年間 平成30年度中間報告実施
基本目標	健康寿命の延伸
方針	<ul style="list-style-type: none"> 生活習慣病の発症予防と重症化予防の推進 地域で支える健康づくりの推進 生涯を通じた健康づくりの推進
領域別課題	食事、運動、歯の健康、たばこ・アルコール、こころ、健康管理

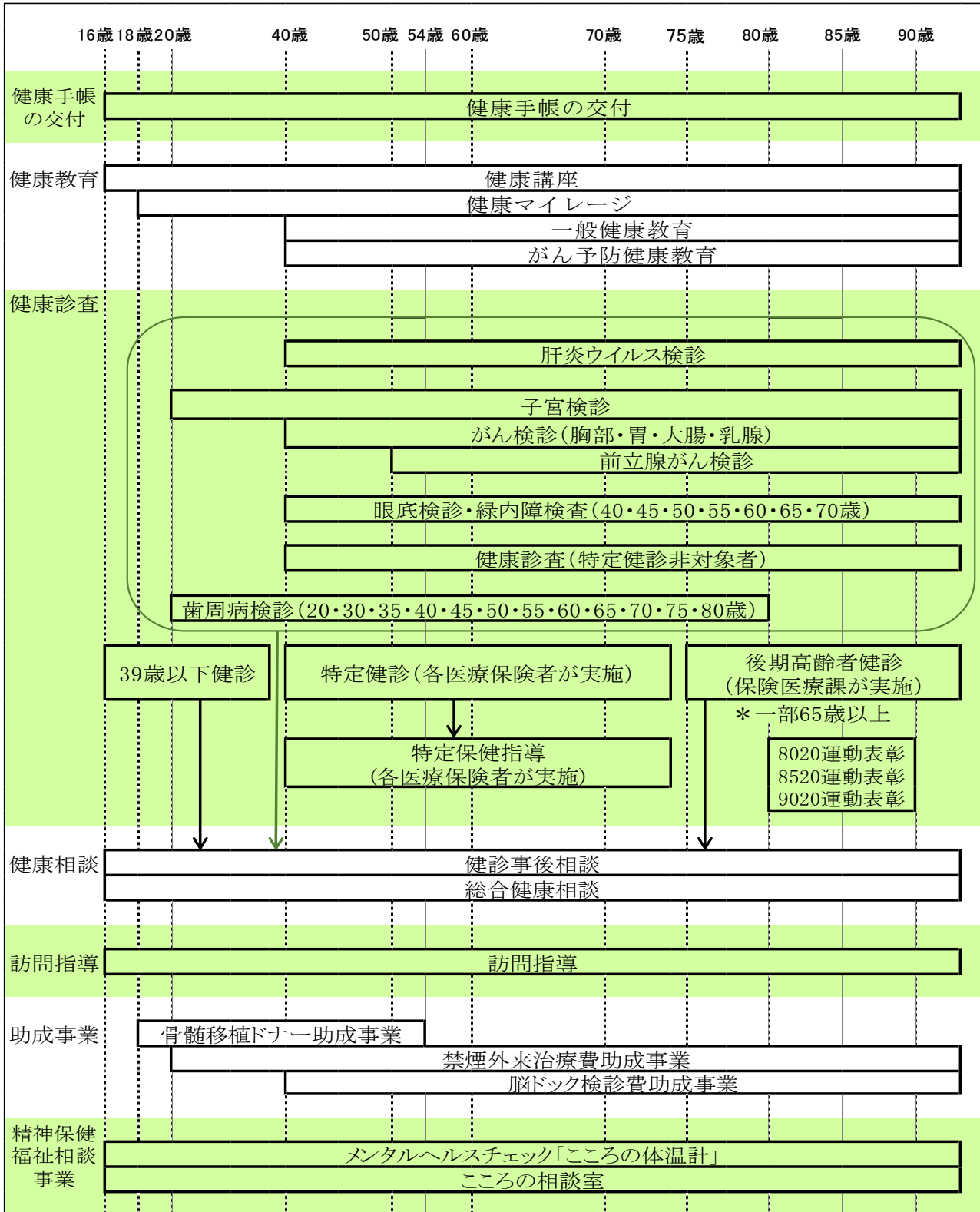
領域	令和2年度の取組内容	
食事	成人	健康講座（朝食づくり講座） 成人式での啓発 39歳以下健診での啓発
	母子	離乳食教室 パパママ教室 乳幼児健診
運動	成人	ラジオ体操事業
歯の健康	成人	歯周病検診 8020、8520、9020運動（歯科医会共同）
たばこ アルコール	成人	市内小学校での喫煙防止教室 禁煙外来治療費助成事業
	母子	乳幼児健診 親子健康手帳交付時の指導 パパママ教室
こころ	成人	こころの相談室（保健師・精神保健福祉士）
	母子	こころの体温計 健康講座（ゲートキーパー養成講座）
健康管理	成人	がん検診 肝炎ウイルス検診 緑内障検査 39歳以下健康診査 脳ドック検診費助成事業 体成分分析装置測定会 骨密度測定・足裏測定 健康マイレージ事業

2 成人保健事業

(1) 概要

健康増進法に基づき、各種検診、健康相談等を実施。

成人保健事業体系図



(2) がん検診

ア 事業概要

健康増進法施行規則第4条の2に基づいて、胸部・胃・大腸・子宮・乳腺検診を実施している。

イ 実績

	年度	受診者 (人)	受診率 (%)	要精検者 (人)
胸部	H30	6,780	64.8	117
	R1	6,772	64.8	144
胃	H30	4,594	43.9	377
	R1	4,261	40.7	223
大腸	H30	6,571	62.8	444
	R1	6,517	62.3	449
子宮	H30	2,207	41.2	22
	R1	2,386	44.0	37
乳腺	H30	1,989	54.9	78
	R1	1,943	53.9	80

ウ 課題

胃検診・子宮検診の受診率が、国の目標受診率50%に達成していない。子宮検診の受診率については、前年度より増加したが、20・30歳代の受診率が低い状況が続いている。

エ 取組

子宮検診については、20～39歳の検診対象者に期間内に勧奨通知を行う。子宮頸がんは若い世代の発症リスクが高いため、今後も若い世代に周知啓発を行い、受診率の向上を図る必要がある。

(3) 歯科検診（8520・9020 運動表彰）

ア 事業概要

生活習慣病を予防する一環として、歯周病の早期発見・早期治療、知識の普及・啓発により、住民の生涯にわたる健康の保持増進を図ることを目的に、20歳、30歳、35歳、40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳、70歳、75歳、80歳の人を対象に歯周病検診を実施。

8020運動は、瀬戸歯科医師会長久手歯科医会が、8520運動、9020運動は、市で表彰を実施し、生涯を通じて歯の健康づくりを推進している。

イ 歯科検診受診実績

年齢	H30		R1	
	受診者(人)	受診率(%)	受診者(人)	受診率(%)
20歳	39	5.9	26	3.7
30歳	55	7.9	53	7.3
35歳	74	8.1	83	9.0
40歳	94	9.2	100	9.7
45歳	47	4.2	68	6.0
50歳	55	6.1	78	8.6
55歳	36	5.6	49	7.7
60歳	64	11.6	50	9.2
65歳	61	13.0	49	10.3
70歳	121	20.5	119	20.1
75歳	101	22.0	77	16.8
80歳			76	28.1
計	747	9.3	828	9.9

ウ 歯の表彰実績

	H30(人)	R1(人)	R2(人)
8020表彰受賞者	70	67	55
8520表彰受賞者	25	24	24
9020表彰受賞者	6	7	1

エ 課題

昨年度から受診率は上がっているが、全体の1割に満たないため、さらなる勧奨が必要である。また成人期の受診率が低い状態が変わらず続いている。

オ 取組

対象者の方に向けて健診等の機会での周知・啓発・勧奨を行い、受診率の向上を図り歯の健康について理解を深める必要がある。

(4) 健康マイレージ

ア 事業概要

市民の健康意識の向上を図り、健康づくりに取り組む人の拡大と定着化を促進するためのきっかけづくりとして健康づくりの環境を整え、生活習慣病の予防・改善を図ることを目的とし、平成28年4月から開始。チャレンジシート又は健康マイレージアプリを利用し、自主的な健康づくり活動の実施、健康増進事業への参加、検診受診によるポイントを組み合わせ50ポイント以上貯めると達成。達成者は、愛知県健康マイレージ事業の優待カードと、市内協賛企業からの賞品が当たる抽選の応募資格を取得できる。

イ 実績

年度	H30 (人)	R1 (人)	R2 (人)
マイレージ達成者数	316	257	51 R2. 7. 31 現在

ウ 課題

新規の参加者を増やす。健康づくり活動を習慣化する。

エ 取組

事業に参加しやすくするため、参加方法にチャレンジシートの提出のほか、新たに健康マイレージアプリの利用を開始した。また、年間を通して健診・講座等で周知を行い、市内の企業や大学に周知をして新規の参加者を増やしていく。

(5) 健康講座（健康教育）

ア 事業概要

長久手市健康づくり計画（第2次）に基づき、市民の主体的な健康づくりを推進し、生活習慣病の予防対策を目的として健康教育を実施する。

イ 実績

(ア) 朝食づくり講座

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、保健センターでの栄養に関する講義と調理実習は中止とし、講義資料と朝食レシピの紹介を7月1日よりホームページで周知した。

資料・レシピ考案 小金澤衣里氏

(イ) 愛知医科大学公開講座（長久手市連携事業）

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、中止。

ウ 今後の開催予定

(ア) ゲートキーパー養成講座

講師 愛知医科大学病院 こころのケアセンター

臨床心理士 古井由美子氏

令和2年8月6日 一般市民向け

※当初は、教職員向け講座を予定していたが、夏季休業期間が変更となったため、今年度は一般市民向けに変更

(イ) 骨密度等測定

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、規模を縮小して実施予定。また足裏測定など他の健康チェックができる測定も同時開催予定。

令和2年9月24日及び令和2年10月30日

エ 課題

新規の参加者を増やす。

オ 取組

幅広い年代の方に向けた内容や講師の選定、関心を引く講座内容としたり、周知方法や開催日時の検討をしていく。

(6) 歯と口腔の健康づくり推進条例について

ア 概要

各世代に応じた歯と口腔の健康づくりに取り組むことで、長久手市健康づくり計画の目標である健康寿命の延伸につながり、生涯にわたって健康な生活を送ることができるように、4月に条例を制定した。

イ 実績

(ア) 歯と口腔の健康づくり講演会

10月24日 歯科医師による講話 103人

11月1日 歯科衛生士による講話 88人

(イ) 市内保育園健康教育（6園）

年長児を対象に歯についての健康教育を実施 246人

保護者向けにお便りを配布 1,056人

(ウ) 健康展

歯と口腔についてのアンケートを実施 900人

(エ) パブリックコメント

令和元年11月27日～12月26日に実施した。

ウ 取組

瀬戸歯科医師会・長久手歯科医会と災害時の歯科医療救護に関する協定を締結する。健康教育として、高齢期に向けた歯科の健康教育を各地域で実施していく。

(7) 地域自殺対策計画について

ア 概要

平成 28 年に改正された「自殺対策基本法」に基づき、同法 13 条第 2 項に定める市町村自殺対策計画として、第 2 次長久手市地域福祉計画・地域福祉活動計画と共に、平成 31 年 3 月に策定した。計画の期間は 5 年間。

イ 実績

(ア) ゲートキーパー養成講座

8 月 30 日 一般市民向け 32 人

9 月 9 日 福祉関係者向け 28 人

(イ) 周知啓発

自殺予防週間（9/10～9/16）に合わせ広報掲載、庁内施設において啓発資材（ウエットティッシュ）の配布。

(ウ) 地域福祉計画等推進委員会

各課の取組について、令和元年度の進捗状況を取りまとめ、令和 2 年 3 月中に委員会を開催予定だったが、新型コロナウイルス感染症のため延期。令和 2 年 6 月 30 日書面決議となった。

ウ 取組

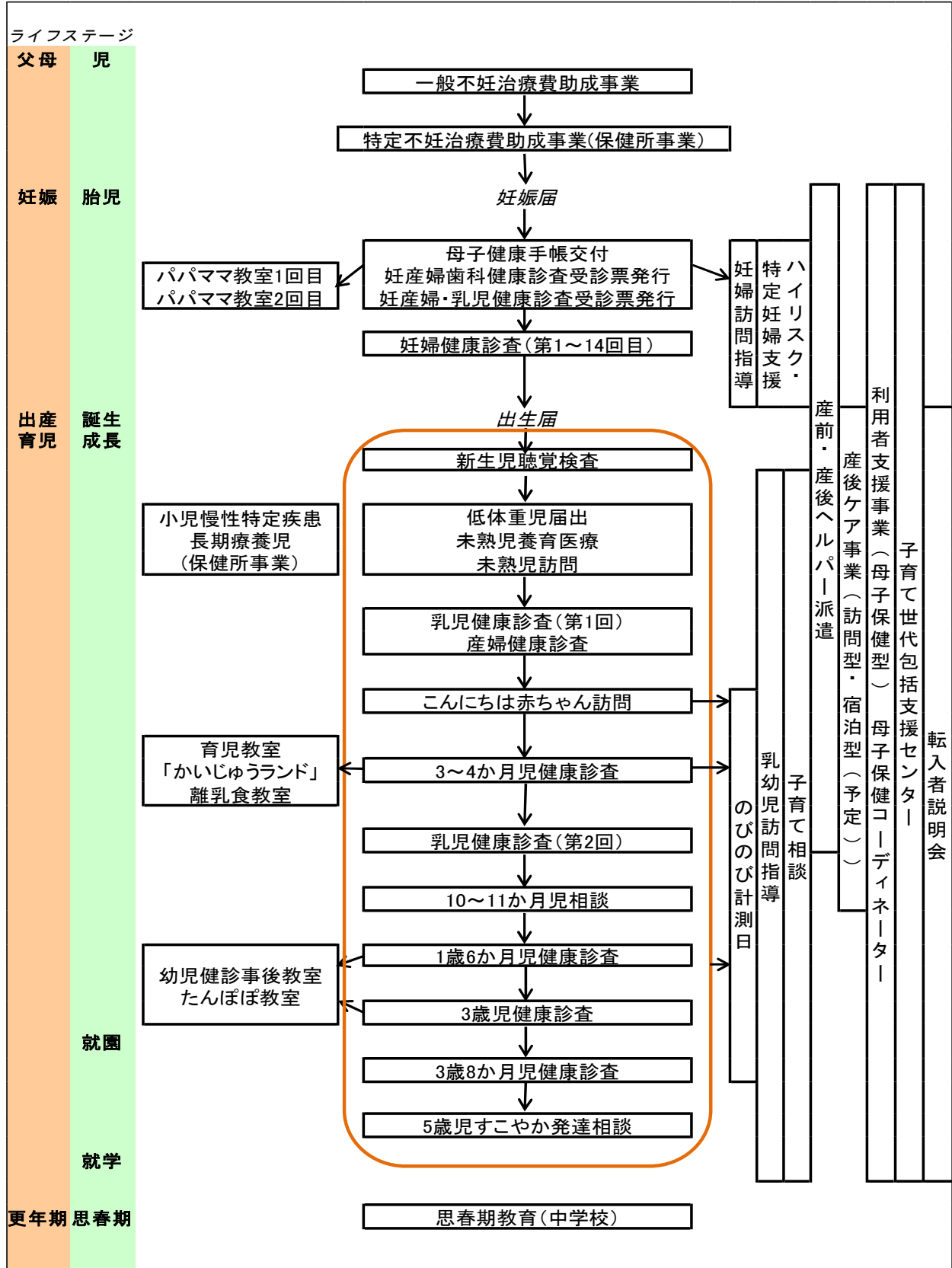
「誰も自殺に追い込まれることのない長久手市」を目指し、庁内各課や関係機関との連携を進めている。今年度は、若年者の自殺対策として、教職員向けにゲートキーパー養成講座を開催予定だったが、新型コロナウイルス感染症対策のため、教職員向けは中止となった。

3 母子保健事業

(1) 概要

妊娠、出産、子育て期に、切れ目ない支援を実施。

母子保健事業体系図



(2) 第2期長久手市子ども子育て支援事業計画策定

ア 概要

子育て支援施策の方向性を定めた計画で、母子保健部分は、基本目標3に計画されている。計画期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間。

基本目標3 「安心して子どもを生み育てられるまちづくり」

施策の柱 ・ライフステージに応じた適切な支援の推進

・すべての子どもが健やかに成長するための保健施策の充実

イ 新規・拡充施策

(ア) 訪問事業の実施

養育支援訪問事業の育児支援及び家事援助を実施する。

(イ) 産前・産後サポート事業の整備

産後ショートステイ及び産後デイサービスを実施する。

(ウ) 多胎妊婦、多胎育児家庭への支援の実施

ニーズ調査の結果を基に、多胎に関する事業を実施する。

調査では、多胎向けのサロン開催や外出支援の希望が多かった。

ウ 取組

令和2年度から、第2期長久手市子ども子育て支援事業計画に基づき、妊娠期から切れ目のない支援を行う。計画の進行管理は、子ども子育て会議において行う。

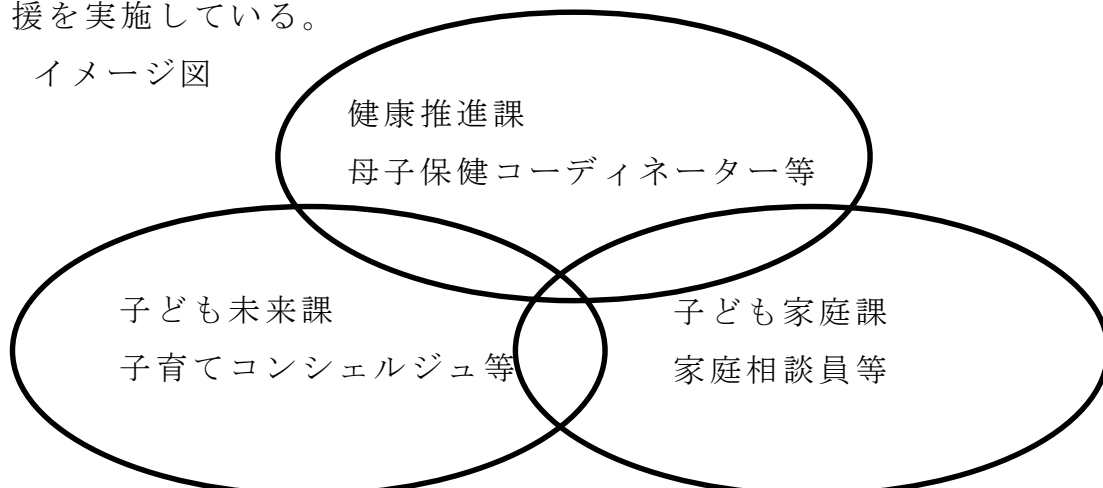
(3) 子育て世代包括支援センター

ア 概要

母子保健法第22条に基づき、平成30年4月に設置した。

妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行うことを目的に、関係各課と連携して、対象者の把握、支援プランの作成、相談等の包括的な支援を実施している。

イメージ図



イ 実績

(ア) 相談

区別	件数(件)	主な内容
子ども未来課	633	保育所、一時保育、認可外保育施設、幼稚園等に関する事など
家庭児童相談室	311	家庭関係や子どもの性格や生活習慣、DV被害に関する事など
健康推進課	914	妊娠届出スクリーニング、子どもの発育や発達、母の育児不安に関する事など

(イ) 情報共有

会議名	主な検討内容
子育て包括連絡会	子育て支援の取組と進捗、連携に関する事
要保護児童対策地域協議会	要支援児童、特定妊婦、要保護児童に関する事
虐待予防連絡会	要支援児童、特定妊婦に関する事
療育連携連絡会	発達が気になる子どもの療育等に関する事
方針検討会	妊娠届スクリーニングの振り分けに関する事

ウ 課題

妊娠期から子育て期の支援は、母子保健に関する事以外に保育や家庭関係に関する相談もあり、子ども未来課及び子ども家庭課と情報共有をし支援する必要がある。

エ 取組

保育に関する事は子ども未来課、家庭関係に関する事は子ども家庭課と情報共有をし、必要な支援、相談につなげる。相談者のところに相談員が来て、相談に対応できるよう調整をしていく。

(4) 産後ケア事業（宿泊型・デイサービス型）

ア 概要

母子保健法第17条の2及び第2期子ども子育て支援事業計画に基づき、令和2年10月から産後ケア事業宿泊型及びデイサービス型を実施予定。産後1年未満の心身の不調や育児不安等がある産婦及び乳児を対象に心身のケアや育児のサポート等を行う。

自己負担あり。

近隣市町では、尾張旭市、豊明市、日進市が実施。瀬戸市、東郷町は未実施。

母子保健衛生費国庫補助金の妊娠・出産包括支援事業に該当する。

イ 実施方法

市内の産院1か所に委託

ウ 課題

事業開始に伴い、周知が必要である。

エ 取組

広報、ホームページ掲載、親子健康手帳交付時、こんにちは赤ちゃん訪問時等に周知する。

(5) 聞こえに関する支援

ア 支援状況

時期	内容	費用負担
生後 7 日頃まで	新生児聴覚検査（医療機関委託） 産院で、ABR 検査または OAE 検査	一部助成
1 か月頃	乳児健康診査第 1 回（医療機関委託） 聴力検査の項目あり	一部助成
3～4 か月頃	保健センターで集団健診 音への反応を確認 新生児聴覚検査の結果を確認	無料
1 歳 6 か月頃	保健センターで集団健診 発語の状況、音への反応を確認	無料
3 歳頃	保健センターで集団健診 聞こえに関するアンケート調査の実施 発語の状況を確認	無料

耳の聞こえに心配のある児を早期に発見し、適切な支援を受けられるようにするため、令和 2 年度から、令和 2 年 4 月 1 日以降に生まれた児を対象に、新生児聴覚検査費用の一部助成を開始した。

イ 課題

耳の聞こえに心配のある児を早期に発見し、適切な支援につなげる。

エ 取組

親子健康手帳交付、ホームページ等で新生児聴覚検査費用の一部助成を行っていることを周知する。3～4 か月児健診時に新生児聴覚検査の結果を把握し、聞こえに心配のある児については、適切な支援につながっているか確認し、支援する。

4 予防接種事業

(1) 定期予防接種実施状況

ア 概要

予防接種法に基づき、適正に接種できるよう実施している。

イ 実績

	H27	H28	H29	H30	R1
BCG	729	694	681	641	686
不活化ポリオ	64	41	21	13	5
三種混合	2	0	0	0	2
4種混合	2,983	2,860	2,697	2,703	2,737
二種混合	564	576	584	593	748
MR混合1期	712	722	702	647	728
MR混合2期	714	708	746	737	752
麻しん	0	0	1	0	0
風しん	0	0	0	0	0
風しん5期	—	—	—	—	190
日本脳炎1期	2,331	2,216	2,541	2,464	2,252
日本脳炎2期	381	656	732	904	773
ヒブ	2,987	2,822	2,355	2,693	2,648
小児用肺炎球菌	2,985	2,810	2,646	2,690	2,693
子宮頸がん予防	3	0	3	5	14
水痘	1,563	1,449	1,360	1,367	1,425
B型肝炎	—	2,106	1,945	2,016	1,962
高齢者インフルエンザ	4,580	4,794	4,786	5,034	5,339
高齢者肺炎球菌	338	457	745	609	370

単位：人

※水痘は、平成26年10月から定期接種として実施した数字。

※高齢者肺炎球菌は、平成26年10月から定期接種として実施した数字。

※B型肝炎は、平成28年10月から定期接種として実施した数字。

※風しん5期は令和4年3月31日までの時限措置である。

ウ 課題

安全かつ適正に接種ができるよう接種環境の整備をしていく。

エ 取組

適切に予防接種ができるように対象者へ必要性の説明及び勧奨を行う。

(2) ロタウイルスワクチン定期接種開始

ア 概要

ロタウイルス胃腸炎の重症化予防のためロタウイルスワクチン(ロタリックス及びロタテック)の定期接種を令和2年10月1日開始する。

対象者及び接種回数はワクチンの種類ごとに以下のとおり。ただし、令和2年8月1日以後に生まれた者に限る。

(ア) ロタリックスについては生後6週に至った日の翌日から、生後24週に至る日の翌日までの間。接種回数は2回。

(イ) ロタテックについては生後6週に至った日の翌日から、生後32週に至る日の翌日までの間。接種回数は3回。

イ 課題

令和2年8月1日生まれ以降の者が円滑に予防接種が受けられるよう体制を整える。

ウ 取組

対象者へもれなく周知をする。市内委託医療機関が10月1日から予防接種を開始できるように事務説明会等を行い、情報提供をしていく。

5 新型コロナウイルス感染症対策

(1) 新型コロナウイルス対策本部

ア 概要

本市では健康推進課が対策本部事務局として、令和2年2月20日に新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、これまでに21回の本部会議を開催した。イベントの中止・延期、公共施設の休館・再開、緊急事態宣言下での対応、学校・保育園等の対応、市独自の緊急支援、本市施設で発生した場合の消毒体制等のさまざまな対応を議論し決定していった。市長メッセージは3月25日から5月15日の間に5回発信し、本市独自支援においては、チラシ等を作成し市民へ周知を図った。

本市での感染者数は8月3日現在18例となっている。

イ 取組

市が行う施策に関して連絡調整を行った。

市内発生や市職員が感染した場合の対応マニュアルを作成した。

(2) 新型コロナウイルス感染症対策における健康推進課事業

ア 健康増進係関連事業

(ア) 個別検診

5月1日から5月25日の愛知県緊急事態宣言発令中は中止とした。

(イ) 集団検診

6月中の特定健診（1回分）、がん検診（3回分）は中止。がん検診については、8月（2回）、12月（1回）に振替え。1日あたりの受診者数を減らすため、70歳以上の方は個別検診に変更。

(ウ) 8520・9020 運動

当初は、8520・9020 運動の健診期間を5月末までとしていたが、8020 運動の健診期間の延長により、6月末まで実施。

(エ) まちの保健師

共生ステーションの閉館及び児童館等での教室等の中止により、6月末まで中止。

イ 母子保健係関連事業

3月17日から5月末まで乳幼児健診及び教室の中止及び延期をした。また、BCGの集団接種は4月、5月を中止した。

(ア) 個別 3～4 か月児健康診査

集団健診の中止により、3月から5月までの受診対象者について、医療機関での個別健診を実施した。

(イ) 個別 BCG 予防接種

5月11日から市内医療機関で個別接種を開始した。

(ウ) 感染症対策医療機関支援金

新型コロナウイルス感染症対策に係る消耗品、関連諸経費等の支出増加及び医療機関受診への減少に伴う収入減等に関し、医療提供継続支援を目的として、市内43医療機関について、支援金交付を実施中。

1 医療機関 20 万円（3 次救急医療機関 200 万円）。

(エ) 感染症対策用医療物品貸出

高齢者等の事業所において、感染症発生時に事業者等の備蓄品が不足及び入手困難な状況が発生した際に、事業者の事業継続が行われることを目的として消毒用エタノール、使い捨て手袋、サージカルマスク、ガウン等の医療物資の貸し出しを行う。2 事業所分を確保すべく、現在、物品の手配を行っている。

ウ 保健センター管理

1 日 3 回の共用部分のアルコール消毒実施。健診等実施時には、入口にて検温、手指消毒の励行、体調の聞き取り、事後のアルコール消毒を実施。

6 地域保健活動「まちの保健師」

ア 事業概要

平成 26 年 4 月から地域保健活動「まちの保健師」として、保健師が地域に出向き、市民の健康や子育て等の悩みについて相談等を行うことを目的に実施している。

イ 実績

場所	H30		R1	
	実施回数 (回)	相談件数 (件)	実施回数 (回)	相談件数 (件)
西小学校区共生ステーション	132	1,081	127	1,012
市が洞小校区共生ステーション	43	297	45	170
高齢者サロン、関係団体等	10	54	19	237
児童館	67	291	62	261
子育てサロン	7	27	10	28
中央図書館	11	20	9	35
リズムあそび・ぴよんぴよん	9	19	14	24
いきいき倶楽部	12	4	3	2
計	296	1,822	289	1,769

ウ 課題

まちの保健師活動についての周知が不十分である。

エ 取組

地域の身近な場所で保健師に相談できるこの活動について、年間を通して事業等で周知していく。令和 2 年度から北小学校区共生ステーションが新たに開設し、まちの保健師活動を実施している。

7 次年度検討事項

(1) 眼底検査（緑内障検査）

ア 事業概要

眼底検査をがん検診と同日に実施。眼底検査はがん検診の項目ではないが、がん検診を受診した40歳から5歳ずつ70歳までの方に眼底フィルムを読影して緑内障検査を実施している。眼底検査については、検診料が無料であり、がん検診受診者の約7割の方が受診している。

イ 緑内障検査実績

年度	受診者 (人)	要精検者 (人)	要精検率 (%)	精検結果(人)			
				異常 なし	経過 観察	治療 開始	未受 診
H29	715	116	16.2	24	38	8	46
H30	697	129	18.5	44	53	10	22
R1	695	130	18.7	46	52	8	24

ウ 次年度に向けた取組

がん検診の眼底検査については、特定健診受診時に眼底検査の受診が可能であり、機会が重複している。がん検診での眼底検査を中止し、受診率が低い女性検診との同日実施等を検討していきたい。

緑内障検査は、市内で読影可能な医療機関が充実したため、引き続き早期発見、早期治療の必要性を呼びかけ、個人での検診受診を啓発していく。

(2) 39歳以下健診

ア 事業概要

生活習慣病を予防する対策の一環として、健診の受診により市民が若い世代から健康に関心を持ち、疾病の早期発見・早期治療によって市民の生涯にわたる健康の保持増進を図ることを目的とし、16歳から39歳の人を対象に健診を実施している。

イ 実績

年度	実施時期（回数）	受診者（人）		
		男	女	計
H30	7月～2月（7回）	44	274	318
R1	7月～2月（7回）	33	302	335

ウ 次年度に向けた取組

胸部検診は、妊娠適齢期の方のX線被爆の機会となるため中止し、胸部検診に変わる検診として、若い年代の受診率が低い子宮検診との同日実施を検討していきたい。

(3) 乳腺検診の視触診

ア 事業概要

健康増進法施行規則第4条の2に基づいて、40歳以上の女性を対象に乳腺検診を実施している。

イ 乳腺検診実績

年度	受診者（人）	要精検者（人）	要精検率（%）	精検結果（人）			
				異常なし	乳がん	その他	未受診
H29	1,983	63	3.2	24	7	28	4
H30	1,989	78	3.9	26	5	38	9
R1	1,943	80	4.1	15	8	44	13

ウ 次年度に向けた取組

厚生労働省においては「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」にて『視診及び触診（以下「視触診」という。）は推奨しない』と明記している。現在、視触診でがんを発見できた実績は0～1人/年であり、乳腺検診の項目としては中止し、自己触診を定着させていきたい。

(4) BCG 予防接種

ア 事業概要

令和元年度まで保健センターで集団接種を実施していたが、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、令和2年5月11日から市内医療機関で個別接種を導入した。

イ 実績

月	集団接種（人）	個別接種（人）	広域接種（人）
4月	29	0	7
5月	0 ※集団接種未実施	65	9
6月	3	56	未集計

※広域接種は愛知県広域予防接種を利用（市外で接種）

ウ 次年度に向けた取組

市内医療機関での個別接種導入により、集団接種が減り、個別接種で接種する者が増えている。令和2年8月からは、集団の回数を月2回から月1回に減らす。次年度からは個別接種のみとすることとして医師会と調整している。